

# 利用料金のご案内

令和3年4月1日現

## 介護（要介護1～5）

サービスの内容 1回あたりの所要時間		利用者負担金 ※（注1・2）参照		
		1割	2割	3割
身体介護 中心型	20分未満	214円	427円	641円
	20分以上30分未満	320円	640円	960円
	30分以上1時間未満	507円	1,013円	1,519円
	1時間以上1時間30分未満	740円	1,479円	2,218円
	1時間30分以上	30分増す毎に109円	30分増す毎に217円	30分増す毎に326円
生活援助 中心型	20分以上45分未満	235円	469円	703円
	45分以上	288円	575円	862円

（通常時間・1回あたり（目安））

船橋市介護予防訪問型サービス（要支援1・2） ※他市の方はお問い合わせください。

サービス内容 ※身体介護及び生活援助のみ （1月あたり）		利用者負担金		
		1割	2割	3割
介護予防訪問型サービスⅠ	週1回程度の利用が必要な場合 （要支援1・要支援2）	1,503円	3,005円	4,508円
介護予防訪問型サービスⅡ	週2回程度の利用が必要な場合 （要支援1・要支援2）	3,003円	6,006円	9,008円
介護予防訪問型サービスⅢ	Ⅱを超える利用が必要な場合 （要支援2）	4,765円	9,529円	14,293円

（利用者負担額/月あたり（目安））

## 自費サービス

家事援助（開始から30分）	身体援助（開始から30分）	通院付添（開始から30分）
1,000円	1,250円	1,000円

（注1）「身体介護」及び「生活援助」において、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

（注2）早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

（注3）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（注4）訪問介護職員処遇改善加算（Ⅰ）13.7%・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）4.2%を訪問介護サービス総単位に對しかけた料金になります。

※ その他の加算や利用料金等の詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください。